

平成 20 年度土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果（概要）

1. 土壤汚染対策法の施行状況について

都道府県及び土壤汚染対策法の政令市を対象に、平成 20 年度における土壤汚染対策法の施行状況について調査を行ったところ、その状況は以下のとおり。

平成 20 年度に土壤汚染対策法（以下「法」という。）に基づく土壤汚染状況調査の結果が報告された件数は、昨年度に続きやや減少した。また、指定区域に指定された件数も昨年度に比べ減少している。（なお、平成 14 年度については、法施行日（平成 15 年 2 月 15 日）から平成 15 年 3 月 31 日までの集計となっている。）

（1）土壤汚染状況調査

平成 20 年度における法第 3 条及び法第 4 条に基づく土壤汚染状況調査結果の報告件数は 239 件であり、法施行から平成 20 年度末までの累計では 1,187 件となった。（図 1）

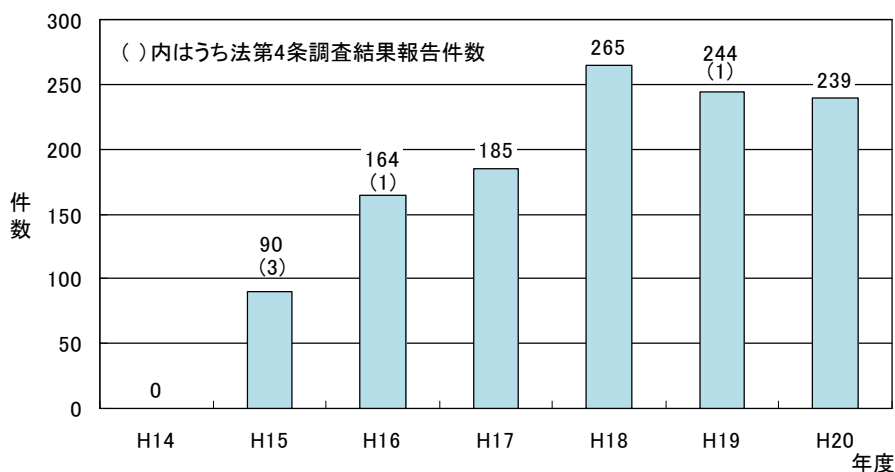


図 1 土壤汚染状況調査結果の報告件数の推移

(2) 指定区域

土壌汚染状況調査の結果、指定基準を超過して指定区域として指定されたのは平成20年度では71件であり、法施行から平成20年度末までの累計では341件となった。(図2)

なお、指定区域において土壌汚染が除去され、指定が解除されたのは平成20年度では41件であり、法施行から平成20年度末までの累計では174件となった。この結果、平成20年度末時点における指定区域数は167件であった。

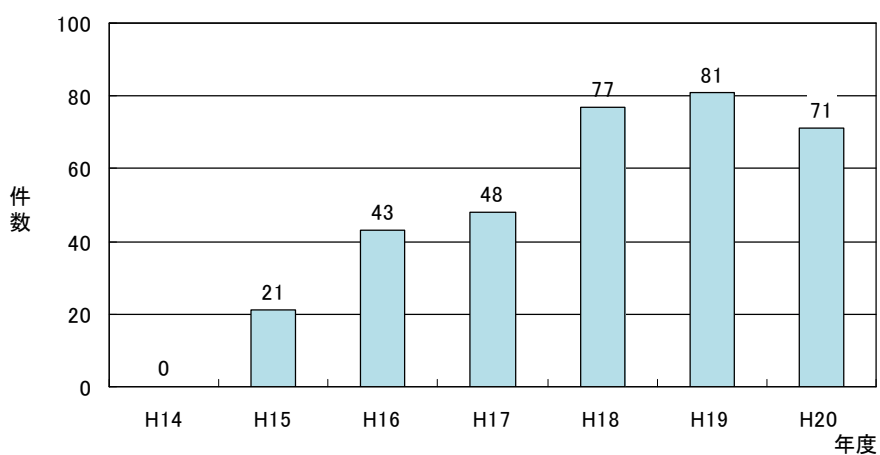
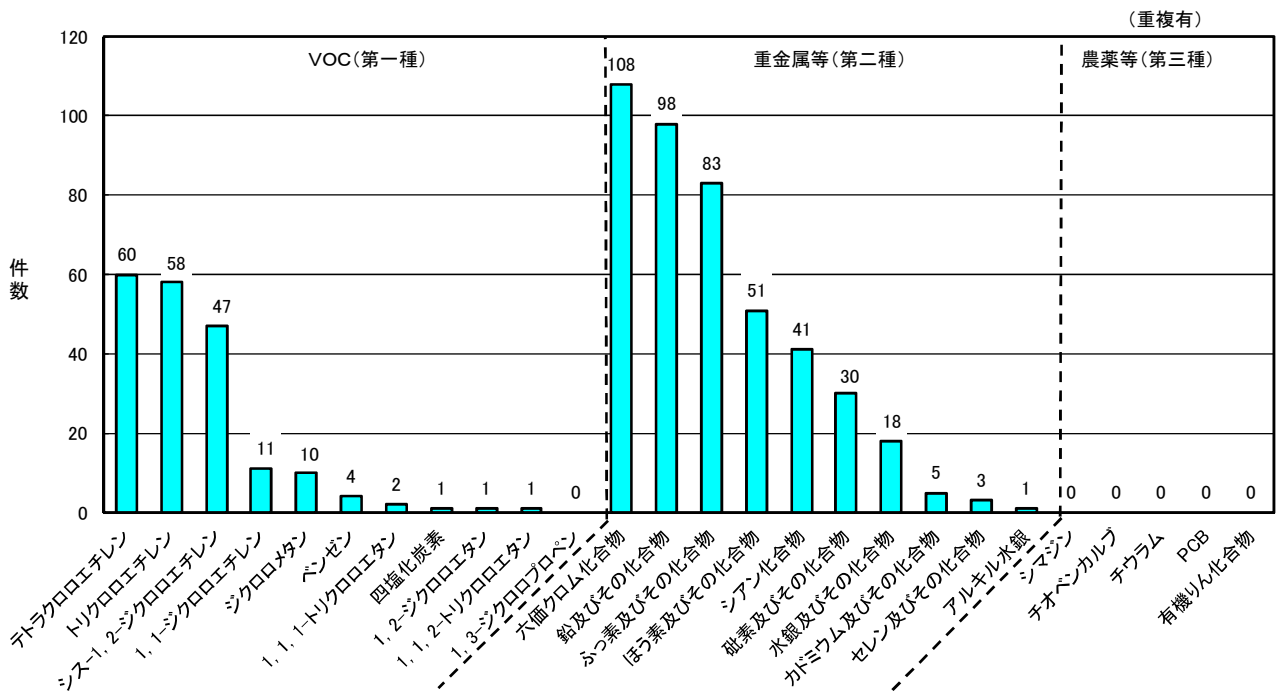


図2 指定区域に指定された件数の推移

(3) 指定基準超過物質

平成 20 年度末までに指定された 341 件の指定区域について、指定基準を超過した特定有害物質の種類をみると以下のとおりであり、揮発性有機化合物（VOC）（第一種特定有害物質）は、テトラクロロエチレンが最も多く、次いでトリクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレンが多くなっており、重金属等（第二種特定有害物質）では、六価クロム化合物が最も多く、次いで鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物が多くなっている。（図 3）



(注) 複数の特定有害物質が指定基準を超過している指定区域があるため、指定区域の累計件数と本図の件数の合計は一致しない。

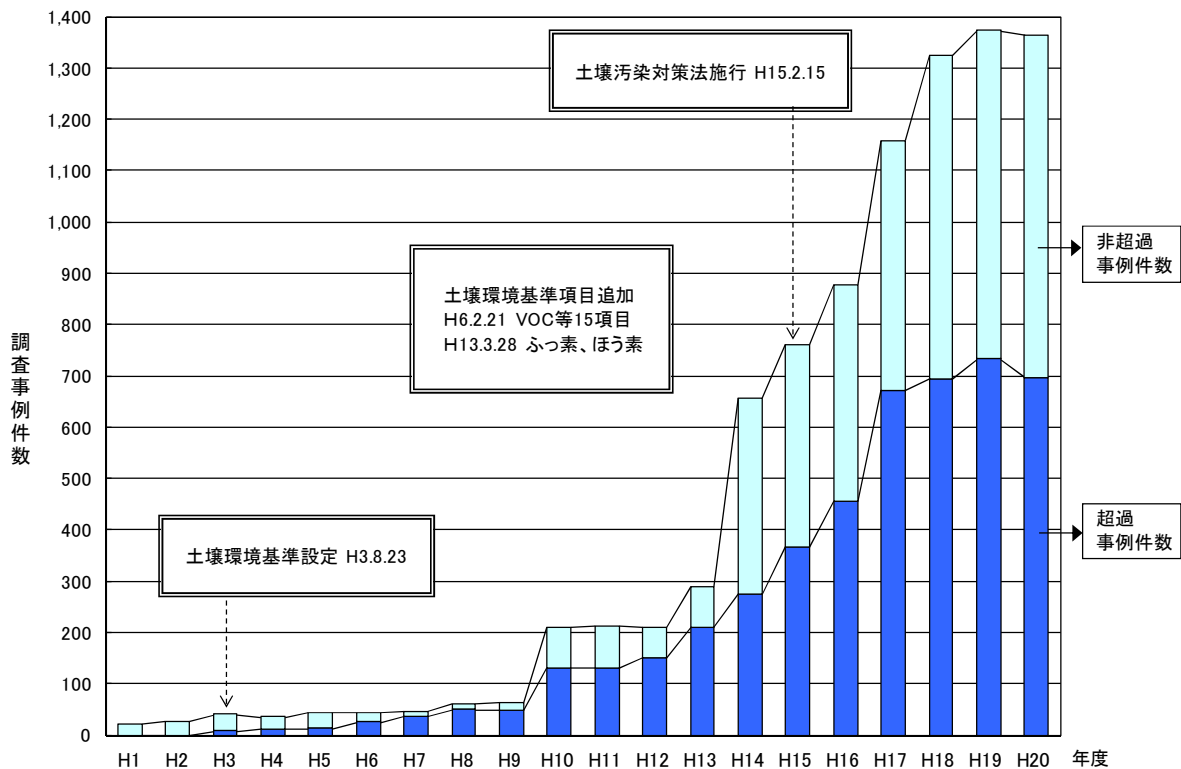
図 3 指定区域における指定基準超過物質
(法施行から平成 20 年度末までの累計)

2. 土壌汚染の調査・対策事例について（法に基づかない事例を含む）

法に基づくもののみならず、条例・要綱に基づくもの、あるいは自主的な取組によるものなど都道府県・政令市が把握している土壌汚染の調査・対策事例の状況は以下のとおり。

(1) 調査

都道府県・政令市が把握した土壌汚染の調査事例（以下「調査事例」という。）は、平成20年度まで累計で8,965件であり、そのうち超過事例（指定基準又は土壌環境基準に適合していないことが判明した事例）は4,706件であった。平成20年度では、調査事例1,365件のうち、超過事例は697件であった。（図4）



| 年度 | S49以前 | S50 | S51 | S52 | S53 | S54 | S55 | S56 | S57 | S58 | S59 | S60 | S61 | S62 | S63 | H1 | H2 |
|------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 調査事例 | 2 | 7 | 6 | 2 | 10 | 5 | 3 | 10 | 2 | 18 | 10 | 18 | 12 | 14 | 27 | 22 | 26 |

| 年度 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | 計 |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 調査事例 | 40 | 35 | 44 | 44 | 47 | 60 | 64 | 209 | 213 | 210 | 289 | 656 | 762 | 877 | 1,158 | 1,325 | 1,373 | 1,365 | 8,965 |
| うち、法適用 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 0 | 90 | 164 | 185 | 265 | 244 | 239 | 1,187 |
| 超過事例 | 8 | 11 | 13 | 25 | 37 | 50 | 48 | 130 | 130 | 151 | 210 | 274 | 366 | 456 | 672 | 695 | 733 | 697 | 4,706 |
| うち、法適用 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 0 | 21 | 43 | 48 | 77 | 81 | 71 | 341 |

注1) 集計の対象は、昭和50年度以降に都道府県、政令市が把握した土壌汚染調査の事例であるが、都道府県・政令市が昭和50年度以降に把握した、昭和49年度以前に行われた調査件数についても計上している。

注2) 各年度の集計基準は以下の通り。

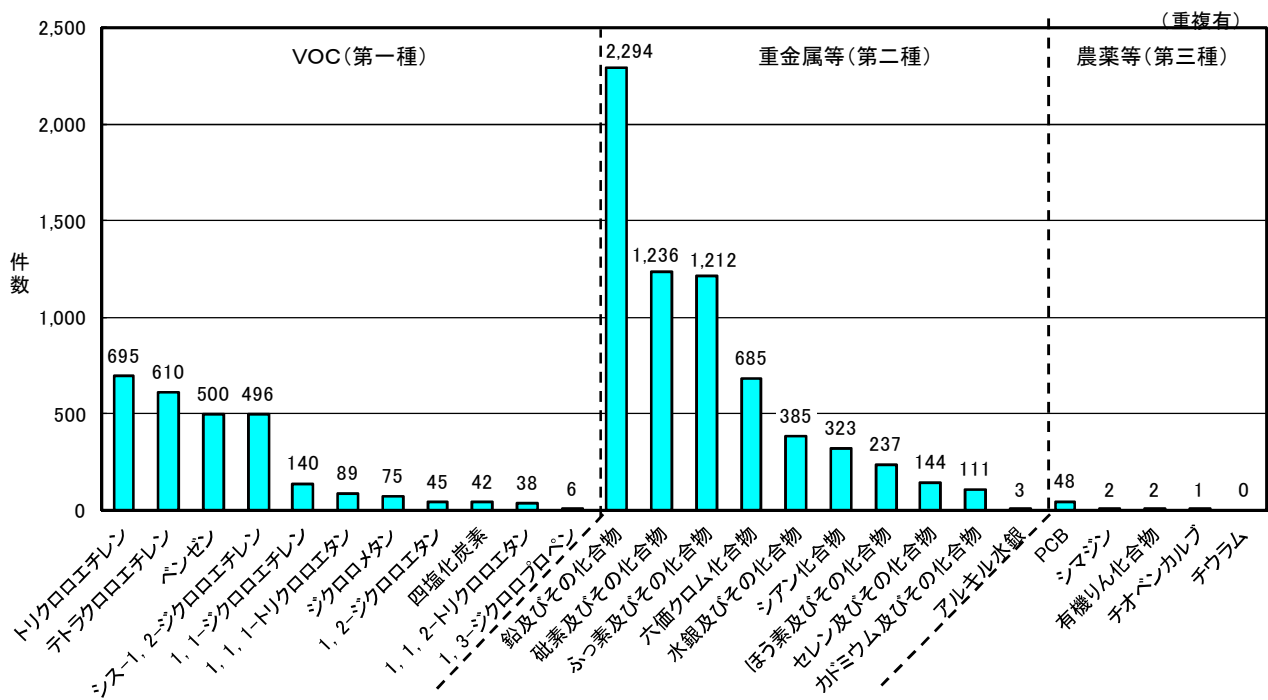
「調査事例」は、法に基づく事例は土壌汚染状況調査の結果報告が都道府県知事(政令市長)にあった年度で整理し、法に基づかない事例は調査結果が判明した年度で整理している。
 「超過事例」は、法に基づく事例は指定区域に指定された年度で整理し、法に基づかない事例は調査結果が判明した年度で整理している。

注3) 法に基づく調査事例は、施行規則附則第2条(経過措置)の適用件数を含む。

図4 年度別の土壌汚染調査事例件数及び基準超過事例件数の推移

また、超過事例 4,706 件について、指定基準又は土壤環境基準を超過した特定有害物質の種類をみると以下のとおりであり、揮発性有機化合物（VOC）（第一種特定有害物質）では、トリクロロエチレンが最も多く、次いでテトラクロロエチレン、ベンゼンが多くなっており、重金属等（第二種特定有害物質）では、鉛及びその化合物が最も多く、次いで砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物が多くなっている。

(図 5)



注) 複数の特定有害物質が指定基準又は土壤環境基準を超過している事例があるため、超過事例の累計件数と本図の件数の合計は一致しない。

図 5 指定基準項目及び土壤環境基準項目別の基準超過物質
(平成 3 年度から平成 20 年度までの累計)

(2) 対策

超過事例（平成20年度697件、平成3年度からの累計4,706件）に関する汚染の除去等の措置の内容を表1に示す。平成20年度における措置の内容をみると、揮発性有機化合物（VOC）（第一種特定有害物質）超過事例では「掘削除去」と「原位置浄化」が多く、重金属等（第二種特定有害物質）超過事例では「掘削除去」との回答が多かった。

表1 汚染の除去等の措置の内容

(件数:複数回答有)

| | 超過事例 | | VOC (第一種) 超過 | | 重金属等 (第二種) 超過 | | 農薬等 (第三種) 超過 | | 複合汚染 | | |
|-----------|--------------|-------|--------------------|-------|---------------------|-------|--------------------|-----|------|------|-------|
| | H20 | 累計 | H20 | 累計 | H20 | 累計 | H20 | 累計 | H20 | 累計 | |
| 地下水の水質の測定 | 33 | (517) | 6 | (214) | 23 | (201) | 0 | (5) | 4 | (97) | |
| 土壌汚染の除去 | 掘削除去 | 375 | (2,824) | 39 | (399) | 290 | (2,037) | 1 | (11) | 45 | (377) |
| | 原位置浄化 | 57 | (975) | 35 | (630) | 6 | (88) | 0 | (0) | 16 | (257) |
| | バイオレメディエーション | 4 | (77) | 4 | (49) | 0 | (4) | 0 | (0) | 0 | (24) |
| | 化学的分解 | 14 | (136) | 10 | (74) | 0 | (14) | 0 | (0) | 4 | (48) |
| | 土壌ガス吸引 | 7 | (250) | 4 | (194) | 0 | (4) | 0 | (0) | 3 | (52) |
| | 地下水揚水 | 28 | (471) | 15 | (295) | 4 | (57) | 0 | (0) | 9 | (119) |
| | その他 | 4 | (41) | 2 | (18) | 2 | (9) | 0 | (0) | 0 | (14) |
| 封じ込め | 鋼矢板工法 | 4 | (56) | 2 | (6) | 2 | (32) | 0 | (1) | 0 | (17) |
| | 地中壁工法 | 1 | (26) | 0 | (2) | 1 | (19) | 0 | (0) | 0 | (5) |
| | その他 | 3 | (39) | 1 | (3) | 2 | (29) | 0 | (0) | 0 | (7) |
| | 遮水工封じ込め | 2 | (19) | 0 | (0) | 2 | (12) | 0 | (2) | 0 | (5) |
| | 原位置不溶化 | 0 | (69) | 0 | (2) | 0 | (55) | 0 | (1) | 0 | (11) |
| | 不溶化埋め戻し | 3 | (73) | 0 | (2) | 3 | (62) | 0 | (1) | 0 | (8) |
| | 遮断工封じ込め | 0 | (31) | 0 | (2) | 0 | (23) | 0 | (0) | 0 | (6) |
| 土壌入れ換え | 指定区域内土壌入れ換え | 14 | (30) | 0 | (1) | 14 | (24) | 0 | (0) | 0 | (5) |
| | 指定区域外土壌入れ換え | 28 | (94) | 4 | (17) | 23 | (60) | 0 | (0) | 1 | (17) |
| | 盛土 | 10 | (112) | 0 | (2) | 10 | (95) | 0 | (0) | 0 | (15) |
| 舗装 | コンクリート舗装 | 26 | (160) | 1 | (6) | 20 | (126) | 0 | (1) | 5 | (27) |
| | アスファルト舗装 | 24 | (191) | 0 | (4) | 18 | (155) | 0 | (0) | 6 | (32) |
| | 立入禁止 | 18 | (115) | 3 | (22) | 14 | (74) | 0 | (1) | 1 | (18) |
| | その他 | 7 | (269) | 1 | (117) | 4 | (115) | 0 | (3) | 2 | (34) |
| 回答事例数 | | 472 | (3,673) | 66 | (755) | 351 | (2,418) | 1 | (16) | 54 | (484) |

注1) ()内の数字は、土壌環境基準設定以降、平成20年度末までの累計件数である。

注2) 1つの区域において、複数の措置が行われることがあるため、措置の内容の合計数と回答事例数とは一致しない。

(参考) 改正土壤汚染対策法の概要

目的

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

制度

調査

- ・有害物質使用特定施設の使用の廃止時(第3条)
- ・一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第4条)
- ・土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第5条)

自主調査において土壤汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請(第14条)

土地所有者等(所有者、管理者又は占有者)が指定調査機関に調査を行わせ、その結果を都道府県知事に報告

【土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合】

区域の指定等

①要措置区域(第6条)

土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

→汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示(第7条)

→土地の形質変更の原則禁止(第9条)

摂取経路の遮断が行われた場合

②形質変更時要届出区域(第11条)

土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む。)

→土地の形質変更時に都道府県知事に計画の届出が必要(第12条)

汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

汚染土壤の搬出等に関する規制

- ・①②の区域内の土壤の搬出の規制(事前届出、計画の変更命令、運搬基準・処理基準に違反した場合の措置命令)
- ・汚染土壤に係る管理票の交付及び保存の義務
- ・汚染土壤の処理業の許可制度

※改正土壤汚染対策法は、平成22年4月1日から施行

※下線部が改正内容